

30各介第173号
平成30年7月31日

市内居宅介護支援事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」の一部改正について（周知）

平素より、市介護保険事務の取り扱いにつきご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成30年7月13日付の介護保険最新情報 vol.664 にて通知がありましたとおり、「居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について」（平成12年3月8日老企発第42号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）が一部改正され、「居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員は、複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明すること」となりました。

居宅介護支援事業所の皆様におかれましても、住宅改修の実施にあたって、複数の事業者から見積もりを取るよう利用者様に促していただき、その状況を記録しておいていただきますようお願いいたします。

また、本市では、「見積もりを取った業者数」を記録できるよう、別紙のとおり、「住宅改修が必要な理由書」の参考様式を作成しました。こちらはあくまでも参考様式とさせていただきますが、ご活用ください。

※ ご不明な点につきましては、下記までお問合せください。

各務原市健康福祉部介護保険課 介護保険係
担当 小島
電話 058-383-1778（直通）